



熊本県公報

第 1 2 0 5 3 号

平成 23 年 10 月 14 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県会計規則の一部を改正する規則……………	(会計課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 2
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(") 2
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定……………	(社会福祉課) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(障がい者支援課) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(") 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(") 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(") 5
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(") 6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(") 7
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(") 8
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(") 9
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………	(") 9
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 9
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課) 10
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 10
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止……………	(障がい者支援課) 10
○微小粒子状物質自動測定機の調達に係る一般競争入札に参加 する者に必要な資格等……………	(管理調達課) 10
公 告	
○公共測量の実施……………	(監理課) 11
○公共測量の実施……………	(") 11
○公共測量の実施……………	(") 11
○公共測量の終了……………	(") 12
○土地改良区役員の退任……………	(農村計画課) 12
○換地計画の決定に係る権利者会議の通知……………	(農地整備課) 12
○土地改良区役員の退任及び就任……………	(農村計画課) 12
○土地改良事業の工事完了……………	(") 13
○土地改良事業の適否決定……………	(") 13
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 14
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(") 14
○パソコン及びプリンタの借入に係る落札者決定……………	(情報企画課) 14
○微小粒子状物質自動測定機の調達に係る一般競争入札の実施……………	(管理調達課) 14
登 載 依 頼	
○熊本県立図書館協議会規則……………	(社会教育課) 17
○熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令……………	(教育政策課) 18
○熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則……………	(高校教育課) 18
○熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する 規則……………	(") 19

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 10 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 33 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 0 の項中「芦北高等学校」を「芦北高等学校 水俣高等学校」に改め、「水俣高等学校 水俣工業高等学

校」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県会計規則別表第 1 に規定する水俣高等学校及び水俣工業高等学校は、この規則による改正後の熊本県会計規則別表第 1 の規定にかかわらず、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、存続するものとする。

告 示

熊本県告示第 1 0 2 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション高瀬 玉名市高瀬 2 2 3 番地の 3	有限会社メディカル本里	平成 2 3 年 1 0 月 8 日

熊本県告示第 1 0 2 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション高瀬 玉名市高瀬 2 2 3 番地の 3	有限会社メディカル本里	平成 2 3 年 1 0 月 8 日

熊本県告示第 1 0 2 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護たけしま 上天草市大矢野町登立 1 4 2 6 番 地 2	医療法人社団蘇心会	平成 2 3 年 1 0 月 5 日

熊本県告示第 1 0 2 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護たけしま 上天草市大矢野町登立 1 4 2 6 番 地 2	医療法人社団蘇心会	平成 2 3 年 1 0 月 5 日

熊本県告示第 1 0 2 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
甲斐整骨院	塚本 孝文	合志市栄 2 1 2 7 番地 1 4 1	平成 2 3 年 9 月 2 2 日
甲斐整骨院	濱田 一也	合志市栄 2 1 2 7 番地 1 4 1	平成 2 3 年 9 月 2 2 日

熊本県告示第 1 0 2 7 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
あすなろ熊本ヘルパーステーション 熊本市城南町舞原 3 4 4 番地 2	一般社団法人 医療介護施設助成事業団 福岡市博多区博多駅南一丁目 8 番 3 1 号 高山 寛	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310101300	居宅介護・ 重度訪問介護

熊本県告示第 1 0 2 8 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
せいじのヘルパーステーション 熊本市島崎二丁目 2 2 番 1 5 号	医療法人金澤会 熊本市島崎二丁目 2 2 番 1 5 号 金澤 知徳	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310100054	同行援護
竜山ヘルパーステーション 熊本市室園町 1 0 番 1 7 号	医療法人 山部会 熊本市室園町 1 0 番 1 7 号 山部 英則	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310100062	同行援護
熊本市社会福祉事業団 熊本市坪井 6 丁目 9 番 9 号	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 熊本市花畑町 3 番	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310100237	同行援護

	1号 宗村 收			
指定障害者在宅サービス 紅い華 熊本市元三町2丁目 9番22号	株式会社 紅い華 ヘルパーステーション 熊本市元三町2丁目 9番22号 河添 佐恵子	平成23年 10月1日	4312440094	同行援護
ふくし生協 熊本市長嶺西三丁目 2-66	熊本県高齢者障害 者福祉生活協同組 合 熊本市長嶺西三丁 目2-66 中村 倭文夫	平成23年 10月1日	4312440128	同行援護
有限会社ヘルパー ステーション長嶺 熊本市長嶺東一丁目 4番40号	有限会社ヘルパー ステーション長嶺 熊本市長嶺東一丁 目4番40号 影山晶子	平成23年 10月1日	4312440433	同行援護

熊本県告示第1029号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
城南学園居宅介護事業所 熊本市城南町藤山1 276番地2	社会福祉法人 慶 信会 熊本市城南町藤山 1276番地2 甲斐 孝子	平成23年 10月1日	4311500039	同行援護
ヘルパーステーションきずな 熊本市新南部三丁目 7番76-2号	社会福祉法人星峰 会 熊本市新南部三丁 目7番76-1号 東 三起夫	平成23年 10月1日	4310101144	同行援護
IOB訪問介護事業所 熊本市若葉5丁目1 0-16	特定非営利活動法 人 IOBスポー ツ推進事業団 熊本市水前寺三丁 目44番34号 福島 貴志	平成23年 10月1日	4312440334	同行援護
社会福祉法人宇土市 社会福祉協議会居宅 介護サービスセンタ ー 宇土市浦田町44番 地	社会福祉法人 宇 土市社会福祉協議 会 宇土市浦田町44 番地 元松 茂樹	平成23年 10月1日	4312300025	同行援護

J A うきうき福祉サービス事業所 宇城市不知火町高良 1 8 5 1 番地 4	熊本宇城農業協同組合 宇城市松橋町松橋 3 5 7 番地の 1 岩山 勝也	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4312700174	同行援護
訪問介護事業所 ソアラ 荒尾市本井手 1 8 番地	株式会社 S O A R 荒尾市本井手 1 8 番地 西田 秀代	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310300159	同行援護
ヘルパーステーションにじ 荒尾市水野 1 5 3 4 番地 1	医療法人 平成会 荒尾市蔵満 1 8 8 4 番地 1 藤枝 敏行	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310300035	同行援護
荒尾市社協ヘルパーステーション 荒尾市下井手 1 9 3 番地 1	社会福祉法人 荒尾市社会福祉協議会 荒尾市下井手 1 9 3 番地 1 藤崎 龍美	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310300068	同行援護
社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会訪問介護事業所 菊池郡菊陽町大字久保田 2 5 9 6 番地	社会福祉法人 菊陽町社会福祉協議会 菊池郡菊陽町大字久保田 2 6 2 3 番地 後藤 三雄	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4312210026	同行援護

熊本県告示第 1 0 3 0 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
合志市社協障がい者支援センターヘルパーステーション 合志市須屋 2 5 4 0	社会福祉法人 合志市社会福祉協議会 合志市須屋 2 2 5 1 番地 1 荒木 義行	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4312900048	同行援護
水俣市社会福祉協議会指定居宅介護事業所 水俣市牧ノ内 3 番 1 号	社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会 水俣市牧ノ内 3 番 1 号 宮本 勝彬	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310700036	同行援護
有限会社ラポート 水俣市大園町三丁目 2 番 2 7 号	有限会社 ラポート 水俣市大園町三丁目 2 番 2 7 号 山本 康哉	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310700077	同行援護

石蓆の里居宅介護事業所 葦北郡芦北町大字湯浦1505番地1	社会福祉法人 光輪会 葦北郡芦北町大字湯浦1505番地1 山本 秀久	平成23年 10月1日	4311900049	同行援護
天草市社協ヘルパーセンター牛深 天草市牛深町2286番地103	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地 久々山 義人	平成23年 10月1日	4313000152	同行援護
天草市社協ヘルパーセンター天草 天草市天草町高浜南501番地1	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地 久々山 義人	平成23年 10月1日	4313000178	同行援護
天草市社協ヘルパーセンター本渡 天草市今釜新町3699番地	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地 久々山 義人	平成23年 10月1日	4313000186	同行援護
ヘルパーステーション・はまなす 天草市本渡町本戸馬場2094番地7	有限会社ふれあいサロン・はまなす 天草市本渡町本戸馬場2094番地7 西森 睦代	平成23年 10月1日	4313000251	同行援護

熊本県告示第1031号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンター虹 熊本市島町二丁目13番6号	社会福祉法人 グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号カーニープレイス博多10階 行岡 良治	平成23年 10月1日	4310100336	同行援護
社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンター結 熊本市清水岩倉三丁目19番5号	社会福祉法人 グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号カーニープレイス博多10階	平成23年 10月1日	4310100344	同行援護

	行岡 良治			
社会福祉法人 グリー ンコープ ふくし サービスセンター S u n あい 熊本市長嶺東一丁目 2 番 5 5 号	社会福祉法人 グ リーンコープ 福岡市博多区博多 駅前一丁目 5 番 1 号カーニープレイ ス博多 1 0 階 行岡 良治	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4312440292	同行援護
社会福祉法人 グリー ンコープ ふくし サービスセンターな ないろ 熊本市水前寺六丁目 4 3 番 3 1 号	社会福祉法人 グ リーンコープ 福岡市博多区博多 駅前一丁目 5 番 1 号カーニープレイ ス博多 1 0 階 行岡 良治	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4312440300	同行援護
社会福祉法人 グリー ンコープ ふくし サービスセンターそ よ風 八代市本町四丁目 2 番 2 8 号	社会福祉法人 グ リーンコープ 福岡市博多区博多 駅前一丁目 5 番 1 号カーニープレイ ス博多 1 0 階 行岡 良治	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310200128	同行援護
社会福祉法人 グリー ンコープ ふくし サービスセンターお おきな木 水俣市栄町二丁目 1 番 3 8 号	社会福祉法人 グ リーンコープ 福岡市博多区博多 駅前一丁目 5 番 1 号カーニープレイ ス博多 1 0 階 行岡 良治	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310700069	同行援護

熊本県告示第 1 0 3 2 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
セントケア熊本駅前 熊本市十禅寺一丁目 3 番 1 号	セントケア九州株式会社 熊本市十禅寺一丁目 3 番 1 号 川島 裕介	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310100591	同行援護
セントケア熊本 熊本市長嶺南四丁目 1 1 番 1 2 6 号	セントケア九州株式会社 熊本市十禅寺一丁目 3 番 1 号 川島 裕介	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310100583	同行援護
セントケア健軍 熊本市東野四丁目 6 - 2 6	セントケア九州株式会社 熊本市十禅寺一丁目 3 番 1 号	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	4310100609	同行援護

	川島 裕介			
セントケア植木 熊本市植木町豊田4 81-1	セントケア九州株 式会社 熊本市十禅寺一丁 目3番1号 川島 裕介	平成23年 10月1日	4312000062	同行援護
セントケア合志 合志市幾久富175 8番地17	セントケア九州株 式会社 熊本市十禅寺一丁 目3番1号 川島 裕介	平成23年 10月1日	4312900139	同行援護
セントケア御船 上益城郡御船町滝川 1190-1	セントケア九州株 式会社 熊本市十禅寺一丁 目3番1号 川島 裕介	平成23年 10月1日	4311440061	同行援護
セントケア八代 八代郡氷川町宮原字 下宮後479番地	セントケア九州株 式会社 熊本市十禅寺一丁 目3番1号 川島 裕介	平成23年 10月1日	4310200300	同行援護

熊本県告示第1033号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
NPO法人 ライフサポートすみれ 熊本市渡鹿六丁目1 0番79号	特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ 熊本市渡鹿六丁目1 0番79号 池松 洋子	平成23年 10月1日	4312440383	同行援護
社会福祉法人大津町 社会福祉協議会指定 訪問介護事業所 菊池郡大津町室15 1番地の1	社会福祉法人 大津町社会福祉協議会 菊池郡大津町室1 51番地の1 家入 勲	平成23年 10月1日	4312200043	同行援護
昭和ケアサービス 八代市塩屋町2番2 6号	有限会社 昭和タ クシー 八代市塩屋町2番 26号 長谷川 良毅	平成23年 10月1日	4310200219	同行援護
セントケア天草 天草市小松原町12 番19号	セントケア九州株 式会社 熊本市十禅寺一丁 目3番1号 川島 裕介	平成23年 10月1日	4313000319	同行援護

熊本県告示第 1 0 3 4 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
グループホーム・ケアホームもり 人吉市上戸越町 4 5 5 番地 1	特定非営利活動法人かしの木ハウス 人吉市上戸越町 4 7 2 番地 1 森 正美	平成 2 3 年 9 月 2 7 日	4320600168	共同生活介護 共同生活援助

熊本県告示第 1 0 3 5 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
N P O 法人くまもと福祉ネットワーク 犬のマック 就労継続支援 A 型	事業所の所在地	熊本市城山半田 三丁目 3 番 1 号	熊本市蓮台寺五 丁目 3 番 3 3 号	平成 2 3 年 8 月 2 0 日

熊本県告示第 1 0 3 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字下毛 1 7 0 番 3 地先から 同市有明町楠甫字木場 4 1 8 番 5 地先まで	前	3.9 ～ 6.3	379.2	活力基盤改築 (改築に伴う 拡幅)
			後	7.5 ～ 27.0	370.8	
		天草市有明町楠甫字木場 5 4 6 番 3 地先から 同市有明町楠甫字平内 7 9 5 番 1 6 地先まで	前	3.9 ～ 18.4	381.4	
			後	7.5 ～ 22.3	382.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県告示第1037号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスおおづ花風香 菊池郡大津町大字陣内1427番 地1	友愛介護株式会社	平成23年10月1日

熊本県告示第1038号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスおおづ花風香 菊池郡大津町大字陣内1427番 地1	友愛介護株式会社	平成23年10月1日

熊本県告示第1039号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
株式会社ケアステーションメルシィ 荒尾市増永647-12	株式会社 ケアステーションメルシィ 荒尾市増永647-12 森川 祐樹	平成23年 9月30日	4310300134	居宅介護・ 重度訪問介護

熊本県告示第1040号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 調達物品及び数量
微小粒子状物質自動測定機 一式（8台）
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により知事が入札参加資格を有すると決定した者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げる
ところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - （1）申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札に参加するための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限

る。)により提出すること。

なお、申請書の様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書ダウンロード」のページで確認することができる。

- (2) 「競争入札参加資格審査申請書」の提出場所及び申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-383-1111（内線6349）

096-333-2581（ダイヤルイン）

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

告示の日から平成23年10月31日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- (4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成25年3月31日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者の入札参加資格審査申請の受付は、平成25年1月4日から平成25年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

公 告

熊本県公告第525号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量〔カラー撮影（デジタル航空カメラ）S=1/8000、写真地図作成レベル1000〕	平成23年12月1日から 平成24年3月31日まで	熊本市全域

熊本県公告第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真・デジタルオルソ）	平成23年8月26日から 平成23年12月20日まで	荒尾市全域

熊本県公告第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、阿蘇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1級基準点測量）	平成23年9月9日から 平成23年10月11日まで	阿蘇市乙姫

熊本県公告第528号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長から次のとおり公共測量の実施を終った旨の通知があったので、同法第14条第3項の規定に基づき公告する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（数値撮影デジタル）	平成 2 3 年 3 月 3 日から 平成 2 3 年 7 月 1 日まで	熊本市、八代市、玉名市 宇土市、宇城市、玉名郡 南関町、同玉東町、八代 郡氷川町

熊本県公告第 5 2 9 号

上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	加藤 正次	上益城郡嘉島町大字上仲間 1 6 8 1

熊本県公告第 5 3 0 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 2 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、送付すべき書類は、平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日から平成 2 3 年 1 1 月 1 日まで御船町役場で縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 送付すべき書類
県営土地改良事業秋只・万ヶ瀬地区の換地計画の決定に係る権利者会議通知書
- 送付を受けるべき者
住所不明
坂脇 シツエ
- 縦覧に供する書類の要旨
(1) 権利者会議の日時 平成 2 3 年 1 1 月 6 日 午前 9 時
(2) 権利者会議の場所 上益城郡御船町秋只公民館
(3) 議案 県営土地改良事業秋只・万ヶ瀬地区の換地計画の決定
- その他
1 の送付すべき書類は、縦覧期間中は御船町役場において保管し、その後は熊本県上益城地域振興局（農林部農地整備課）において保管しているので、送付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成 2 3 年 1 0 月 2 4 日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

熊本県公告第 5 3 1 号

上益城郡甲佐町に事務所を置く甲佐町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	泉 廣吉	上益城郡甲佐町大字豊内 3 5
理事	緒方 幸雄	上益城郡甲佐町大字仁田子 5 8 3
理事	池田 春水	上益城郡甲佐町大字大町 6 4 7
理事	田上 安幸	上益城郡甲佐町大字横田 2 6 0 - 2
理事	山下 大八郎	上益城郡甲佐町大字船津 8 6 9
理事	田上 猛	下益城郡美里町中郡 2 3 4
理事	本田 安	上益城郡甲佐町大字中横田 2 0 0
理事	佐藤 博明	上益城郡甲佐町大字下横田 1 6 9 6
理事	宮本 眞二	上益城郡甲佐町大字早川 2 0
理事	城 克明	上益城郡甲佐町大字早川 8 2 7

理事	本田 一誠	上益城郡甲佐町大字糸田1615
理事	遠山 敬光	上益城郡甲佐町大字西寒野266
理事	永野 健一	上益城郡甲佐町大字西寒野766
監事	西川 純一	上益城郡甲佐町大字豊内967
監事	亀澤 英治	上益城郡甲佐町大字下横田1223
監事	緒方 秀壽	上益城郡甲佐町大字糸田1368
就任		
理事	福島 武美	上益城郡甲佐町大字豊内1063
理事	緒方 和人	上益城郡甲佐町大字仁田子708
理事	池田 春水	上益城郡甲佐町大字大町647
理事	田上 安幸	上益城郡甲佐町大字横田260-2
理事	山下 大八郎	上益城郡甲佐町大字船津869
理事	右田 輝明	下益城郡美里町中郡744
理事	本田 安	上益城郡甲佐町大字中横田200
理事	池田 眞珠生	上益城郡甲佐町大字下横田1205
理事	宮本 眞二	上益城郡甲佐町大字早川20
理事	溜渕 武雄	上益城郡甲佐町大字早川512
理事	緒方 秀壽	上益城郡甲佐町大字糸田1368
理事	遠山 敬光	上益城郡甲佐町大字西寒野266
理事	井上 聖	上益城郡甲佐町大字西寒野1821
監事	赤星 照雄	上益城郡甲佐町大字豊内354-1
監事	田上 郁夫	上益城郡甲佐町大字下横田1786
監事	本郷 博行	上益城郡甲佐町大字糸田1314

熊本県公告第532号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	上益城中央2期（餅畑工区）	平成21年9月30日	平成23年3月29日	熊本県
農用地の保全	上益城中央2期（三箇池工区）	平成21年10月21日	平成23年3月9日	熊本県

熊本県公告第533号

阿蘇市長佐藤義興から協議のあった赤水地区土地改良事業（区画整理）の施行については、平成23年10月6日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
赤水地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成23年10月17日から平成23年11月14日まで
- 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関す

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字笹原2000番60、同2000番1672、同2000番1673、
同2000番1738、同2000番1739、同2000番1740、同2000番
1741及び同2000番1742
5, 483. 41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
長崎県長崎市岡町9番1号
株式会社 谷川建設

熊本県公告第535号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字中野4393番151
445. 97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市戸島西一丁目4番35—201号
富永 勇一郎

熊本県公告第536号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第1条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
パソコン及びプリンタの借入れ
パソコン640セット及びプリンタ140セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862—8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年8月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社
熊本市水道町8—6
- 5 落札金額（総額）
50, 494, 500円（うち消費税及び地方消費税の額2, 404, 500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成23年7月1日

熊本県公告第537号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
微小粒子状物質自動測定機 一式（8台）
 - (2) 調達物品の仕様等
別添「微小粒子状物質自動測定機仕様書」のとおり
 - (3) 納入期限
平成24年3月2日
 - (4) 納入場所
別添「微小粒子状物質自動測定機仕様書」のとおり
 - (5) 入札金額

- 入札金額は、本調達物品の購入に係る費用の総額とする（搬入費、据付調整費、動作確認費等納入に要する一切の費用を含む。）。当該金額の100分の5に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格を設定していない。
- (7) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札するものとする。
- ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている場合
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
- (8) その他
本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により知事が入札参加資格を有すると決定した者であること。
- (2) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県環境生活部環境局環境保全課へ提出し、その審査を受け、調達物品の仕様に適合している証明（微小粒子状物質自動測定機一式入札関係様式（以下「入札関係様式」という。）に定める仕様適合証明願（書）（以下「仕様適合証明願（書）」という。）による。）を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格の確認申請
- (1) 提出書類
本競争入札に参加を希望する者は、2の（2）から（5）までに掲げる条件の全てを満たしているかの確認を受けるため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- (2) 申請書等の提出方法
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合
電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請を行うこと。
この際、PDFファイル等に電子ファイル化した（ア）を添付すること。
ただし、（ア）を電子ファイル化できない場合は、（イ）を添付し、（ア）をファックス等により4の（1）に記載する場所に提出すること。
（ア） 仕様適合証明願（書）
（イ） 提出書類目録
- イ 紙入札方式による入札参加の場合
（ア）及び（イ）を4の（1）に記載する場所に持参又は郵送により提出すること。
（ア） 入札関係様式に定める競争入札参加資格確認申請書
（イ） 仕様適合証明願（書）
- (3) 申請書等の提出期間
公告の日から平成23年11月17日（木）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (4) 競争入札参加資格の確認結果の通知
確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- (5) 競争入札参加資格の確認に当たっての留意点
期限までに申請書等を提出しない者及び競争入札参加資格の確認の結果2の（2）から（5）までに掲げる条件の全てを満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所

- 熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- (2) 仕様書及び入札関係様式の閲覧（交付）方法
- ア 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告情報）にて閲覧に供し、又は(1)に記載する場所で交付する。
- イ 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成23年11月25日（金）まで閲覧に供する。交付については、当該期間の午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）とする。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札
競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から平成23年11月24日（木）午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成23年11月25日（金）午後1時30分
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課（県庁行政棟本館2階）
- (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のイに同じ。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアの期間内に電子入札システムにより入札を行うこと。
- イ 紙入札方式による入札の場合
入札関係様式に定める本人用又は代理人用の入札書（代理人が入札するときは、入札書及び入札関係様式に定める委任状）を4の(3)のイの(ア)の日時に4の(3)のイの(イ)の場所に持参すること。ただし、郵送により提出するときは、平成23年11月24日（木）までに4の(1)に記載する場所に必着するよう書留郵便で送付すること。当該送付においては、封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書きすること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」並びに調達物品名及び開札日時を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人（入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札の執行事務に係りのない職員）の立会いのもとに行うものとする。
- (3) 入札の回数
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、落札者が決定しない場合は、再入札を行う。
- (4) 再入札の時刻
再入札の時刻は、原則として1回目の開札の時刻の1時間後とするので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される再入札通知書を必ず確認すること。この場合において、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかったとき、又は書面により入札書を郵送した者から再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札を行った者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (6) 入札の無効
- 次のアからシまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
- ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
- ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約の権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

- サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (8) 入札者は、その提出した入札書を引換え、変更し、又は取り消すことができない。
- (9) 仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定による。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第77条の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本競争入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Air pollution automatic measurement machine for PM2.5, 8set
※PM2.5: Particulate Matter which under 2.5 μm
- (2) Delivery period
March 2th, 2012
- (3) Delivery place:
8 point in Kumamoto Pref. Japan
(Details are given on the attached sheet written in Japanese)
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 25th, 2011, 13:30 p.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Time-limit for tender by mail (Registered only):
Tender must arrive no later than November 24th, 2011
- (6) Contact point for the notice:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Others:
Language: Japanese
Current money: Japanese yen

登 載 依 頼

熊本県立図書館協議会規則をここに公布する。
平成23年10月14日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文子

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県立図書館協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本県立図書館協議会設置条例（昭和33年3月29日条例第15号）第4条の規定に基づき、熊本県立図書館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長等)

第2条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第3条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (庶務)
- 第4条 協議会の庶務は、熊本県立図書館において処理する。
- (雑則)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第11号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

- 熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
- 平成23年10月14日
- 熊本県教育委員会委員長 古荘 文子
- 熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令
- 熊本県教育庁文書規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第50号）の一部を次のように改正する。
- 別表第1（第8条関係）（3）県立学校の部「熊本県立水俣高等学校 水高」及び「熊本県立水俣工業高等学校 水工高」の項を削り、「熊本県立八代東高等学校 八東高」の項の次に「熊本県立水俣高等学校 水俣高」の項を加える。
- 附 則
- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の熊本県教育庁文書規程別表第1に規定する「熊本県立水俣高等学校 水高」及び「熊本県立水俣工業高等学校 水工高」については、この訓令による改正後の熊本県教育庁文書規程別表第1の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、存続するものとする。

- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
- 平成23年10月14日
- 熊本県教育委員会委員長 古荘 文子
- 熊本県教育委員会規則第6号
- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
- 別表（第4条関係）熊本県立八代東高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立水俣高等学校	全日制	普通科 商業科 機械科 電気 建築システム科
	定時制	商業科

別表（第4条関係）中
「

熊本県立水俣高等学校	全日制	普通科 商業科
	定時制	商業科
熊本県立人吉高等学校	全日制	普通科
	定時制	普通科

を

「

熊本県立人吉高等学校	全日制	普通科
	定時制	普通科

に改める。

」

別表（第4条関係）熊本県立水俣工業高等学校の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県立高等学校学則別表に規定する熊本県立水俣高等学校全日制普通科 商業科 定時制商業科及び熊本県立水俣工業高等学校全日制機械科 電気科 建築科は、この規則による改正後の熊本県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月14日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文子

熊本県教育委員会規則第7号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表の県南学区の項高等学校名の欄中「水俣高等学校」を削り、「八代清流高等学校」の次に「水俣高等学校」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県立高等学校の通学区域に関する規則別表に規定する水俣高等学校の通学区域については、この規則による改正後の熊本県立高等学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、存続するものとする。